

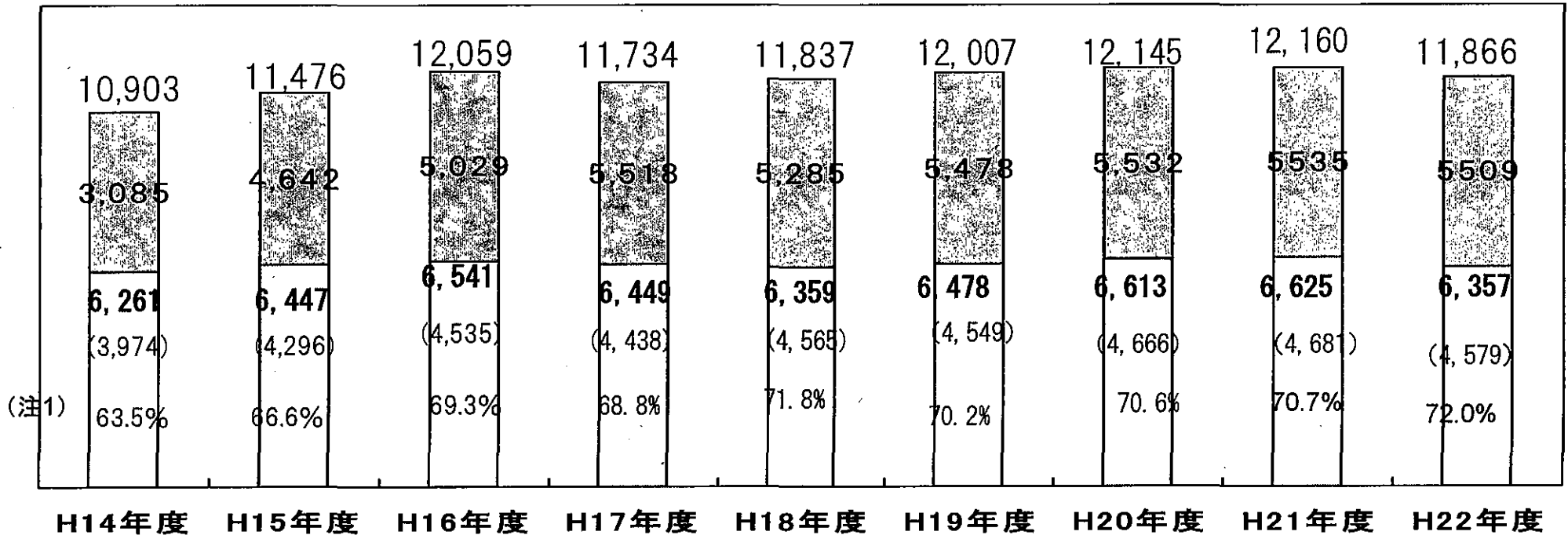
2. 婦人相談所との連携について

婦人相談所による一時保護

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等からの暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.2日(平成22年度)

一時保護された女性
 (うち夫等からの暴力を理由とする者)

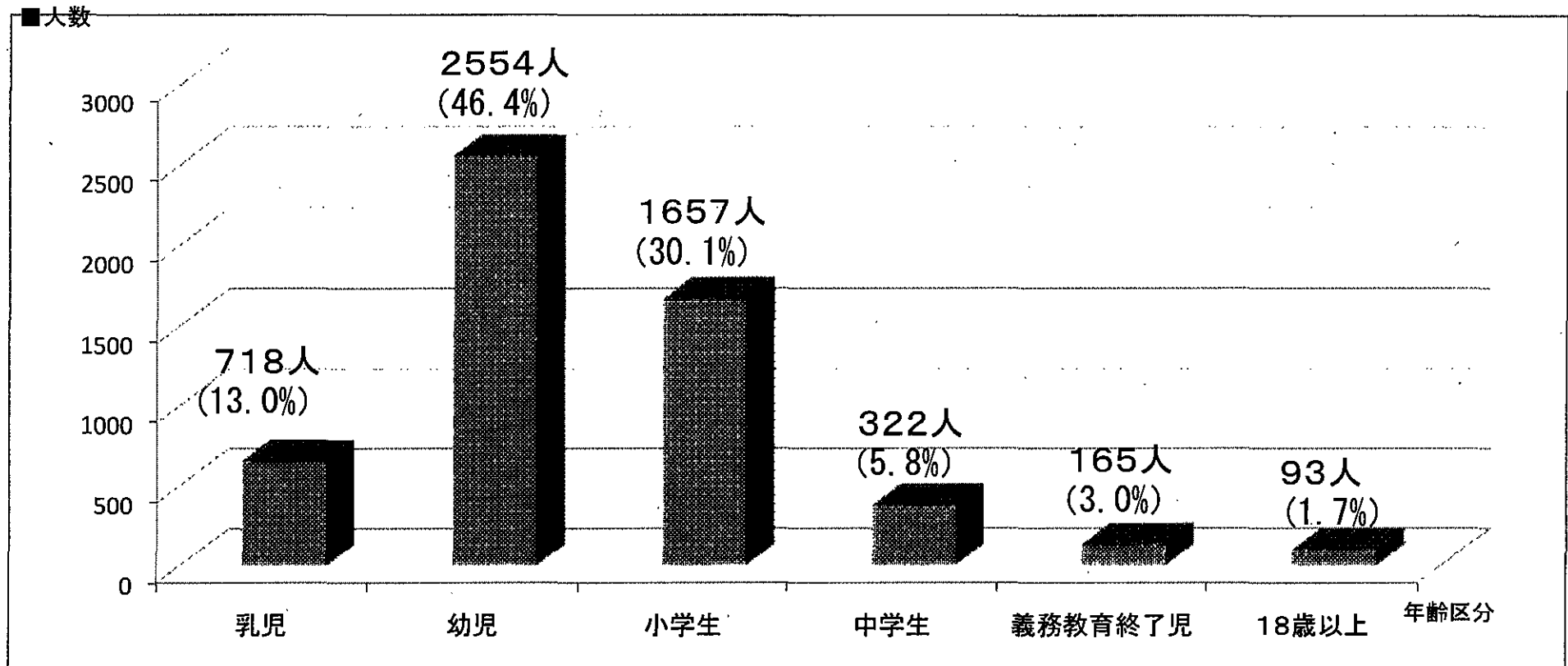
 同伴家族
 (件数)



注1) 夫等からの暴力を入所理由とする者の割合。

一時保護同伴家族の状況(平成22年度)

- 約6割が乳児・幼児。約3割が小学生。同伴家族の98%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子は婦人相談所一時保護所以外に一時保護委託するケースもある。



合計:5,509人

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

児童相談所との連携の状況(平成22年度)

- 婦人相談所において児童相談所と何らかの連携をとったのは1,013件。
- 相談のうち55.9%が父親等からの虐待によるもの。被害女性本人からの虐待は9.8%。
- このうちその後、児童相談所による一時保護は175人、児童福祉施設入所は56人。

	婦人相談所から児童相談所に連携をとった件数				
	児童虐待に関する相談			その他の相談	合計
	夫等からの虐待	母からの虐待	その他		
件数	566 (55.9%)	99 (9.8%)	15 (1.5%)	333 (32.9%)	1,013 (100%)

婦人相談所との連携を受けて児童相談所がとった対応(人)		
一時保護	児童福祉施設入所	その他
175	56	360

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の保護の状況

厚生労働省雇用均等・児童家庭局(平成23年3月31日現在)

- 保護した被害者はすべて女性で合計308人。うち302人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当(平成17年度5人・18年度1人)。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計16人。最年少は15歳。平均年齢24.7歳。

○年度別保護実績(合計308人)

平成13年度	1人(タイ1人)
平成14年度	2人(タイ2人)
平成15年度	6人(タイ3人・フィリピン人3人)
平成16年度	24人(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人)
平成17年度	117人(フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	36人(インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	36人(フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人)
平成20年度	39人(タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・ Bangladesh1人)
平成21年度	14人(フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人)
平成22年度	33人(フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人)

○都道府県別保護実績(合計308人)

愛知県 62人 長野県 35人 千葉県 30人 東京都 **31人 栃木県 25人
秋田県 18人 島根県 14人 岐阜県 18人 山口県 10人 広島県 *9人
鳥取県 9人 群馬県 9人 神奈川県 8人 大阪府 7人 福岡県 7人
茨城県 8人 兵庫県 4人 徳島県 3人 熊本県 6人
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績(308人のうち105人)

平成17年4月1日～平成23年3月31日までに105人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *41人・母子生活支援施設37人・民間シェルター27人

児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 36.5日

